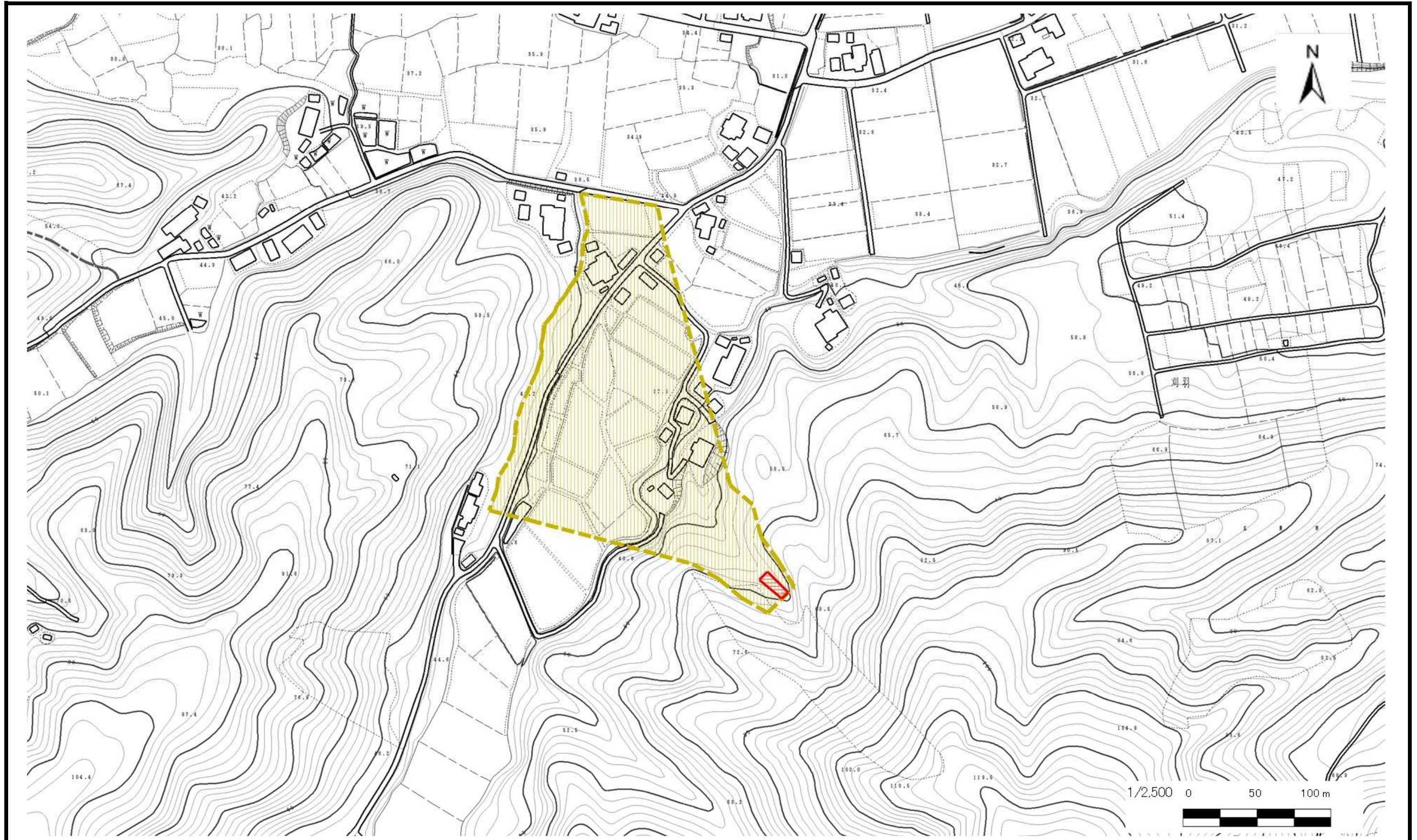


# 土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書



様式 - 2(土) 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域 区域図	土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域		自然現象 の種類 土石流	新潟県告示第140・141号	土砂災害防止法 施行令第三条の 基準に該当する 区域	土石流の高さが1mを超える場合、建築物に作用する力が50kN/m <sup>2</sup> を超える区域	土砂災害防止法 施行令第三条の 基準に該当する 区域	土石流の高さが1mを超える場合、建築物に作用する力が50kN/m <sup>2</sup> 以下の区域	土砂災害防止法 施行令第三条の 基準に該当する 区域	土石流の高さが1mを超える場合、建築物に作用する力が50kN/m <sup>2</sup> 以下の区域	縮尺 1:2,500	告示年月日 平成27年2月10日	告示番号 新潟県告示第140・141号	告示年月日 平成27年2月10日	溪流番号 322-新津-001	溪流名 刈羽(3)	所在地 五泉市刈羽
	土砂災害防止法 施行令第三条の 基準に該当する 区域	土石流の高さが1mを超える場合、建築物に作用する力が50kN/m <sup>2</sup> を超える区域			土砂災害防止法 施行令第三条の 基準に該当する 区域	土石流の高さが1mを超える場合、建築物に作用する力が50kN/m <sup>2</sup> 以下の区域	縮尺 1:2,500	告示年月日 平成27年2月10日	告示番号 新潟県告示第140・141号	告示年月日 平成27年2月10日	溪流番号 322-新津-001	溪流名 刈羽(3)	所在地 五泉市刈羽				
	土砂災害防止法 施行令第三条の 基準に該当する 区域	土石流の高さが1mを超える場合、建築物に作用する力が50kN/m <sup>2</sup> を超える区域			土砂災害防止法 施行令第三条の 基準に該当する 区域	土石流の高さが1mを超える場合、建築物に作用する力が50kN/m <sup>2</sup> 以下の区域	縮尺 1:2,500	告示年月日 平成27年2月10日	告示番号 新潟県告示第140・141号	告示年月日 平成27年2月10日	溪流番号 322-新津-001	溪流名 刈羽(3)	所在地 五泉市刈羽				
	土砂災害防止法 施行令第三条の 基準に該当する 区域	土石流の高さが1mを超える場合、建築物に作用する力が50kN/m <sup>2</sup> を超える区域			土砂災害防止法 施行令第三条の 基準に該当する 区域	土石流の高さが1mを超える場合、建築物に作用する力が50kN/m <sup>2</sup> 以下の区域	縮尺 1:2,500	告示年月日 平成27年2月10日	告示番号 新潟県告示第140・141号	告示年月日 平成27年2月10日	溪流番号 322-新津-001	溪流名 刈羽(3)	所在地 五泉市刈羽				